

負担限度額認定の申請にかかわるQ&A

東海村（2024／4月）

NO.	質 問	回 答
要件について		
1	食費・部屋代の負担軽減の要件に資産が含まれているのはなぜですか？	①在宅で食費や居住費を負担して生活する方との公平性を図る必要があること、②預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行なわれる不公平を是正する必要があることなどから軽減の要件となっております。
2	「配偶者の所得や資産」が軽減要件に含まれているのはなぜですか？	別世帯であっても、配偶者は民法上他の親族の扶養義務者より強い生活保持義務があると解されているためです。（介護保険法施行規則第83条の5第1項第1号）
申請について		
3	収入申告をしておらず、未申告となっている場合でも申請することはできますか？	未申告の場合、介護保険負担限度額認定の判定が正しくできないため、役場1階税務課にて申告を行った上、負担限度額認定の申請をしてください。
4	配偶者が住民税の課税対象者であることが、あらかじめ分かっている場合でも申請は必要ですか？	いいえ、申請の必要はありません。（申請をしても非該当となります）
5	資産要件で非該当であることが、あらかじめ分かっている場合でも申請は必要ですか？	いいえ、申請の必要はありません。（申請をしても非該当となります）
6	配偶者以外の同居している家族の預貯金額等も対象となりますか？	いいえ、対象となるのは本人と配偶者のみです。ただし、同じ世帯に一人でも住民税が課税されている方がいる場合は非該当となります。
7	資産の要件等で今回の8月の切り替え時に非該当と判定されたが、今年度の申請の機会は今回限りとなってしまいますか？	いいえ、申請は随時受け付けております。適応要件を満たした時点で、いつでも申請ください。ただし、認定はあくまで申請月の1日からとなります。
8	マイナンバー(個人番号)がわからない場合はどうしたらいいですか？	マイナンバーを記載するとともに、本人確認のための書類が必要であることが関係法令等で規定されています。ただしマイナンバーの記載がなくてもその他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。なお、施設入所中や被保険者本人が認知症等でマイナンバーの通知カードを受け取っていない場合等は、その旨を申請時にお伝えください。
通帳等の写しについて		
9	通帳の印字が直近2か月以内でない場合は記帳しなくてはいけないですか？	必ず記帳をお願いします。理由としては、年金支給が通常2か月ごとにあるので、収入や資産の状況を把握するために必要な期間であると考えられるためです。
10	施設が通帳の写しを添付した申請書の取りまとめを行うことは、個人情報保護の観点から問題ないですか？その際委任状は必要ですか？	本人の意思に基づき申請書が施設に提出されたのであれば、申請代行を依頼されたものと考えます。その場合、本村への委任状の提出は求めません。また、対象者が施設への代行を希望されない場合は、本人やご家族が直接、保険課介護保険担当へ提出することになります。
11	単身の施設入所者本人が通帳の写しを添付し申請することが困難な場合、添付は必須ですか？	通帳の写しの添付は必須です。本人の申請が原則ですが、 <u>本人の意思・希望により</u> 、ご親族や施設職員が代行申請することも可能です。その場合、本村への委任状の提出は求めません。

12	所持している通帳はすべて写しを添付しなければなりませんか？	自己申告した「申請書に記入した金額」について、通帳の残高と一致しているかを東海村が確認しますので、申請書に記入した金額が確認できる通帳の写しをすべて添付ください。
13	通帳は、いつ時点の写しが必要ですか？ 長期間出し入れのない口座で、最終残高の記帳が1年前ですが有効ですか？	通帳の写しは、原則として申請日の直近2か月以内の写し（2か月以内の記帳があるもの）が必要です。ただし、長期間出し入れのない口座については、最終の記帳日が2か月を超えていても問題ありません。ただし、最終の金額については記帳もれのないようにしてください。
14	添付された通帳の写しを見たら、申請日の直前に多額のお金が引出されていましたが、本人に確認した方がよいですか？（施設職員等による申請の場合）	申告内容に疑義がないかは、保険者（東海村）が確認しますので、施設においては通帳の内容（出し入れの記録、残高など）まで確認する必要はありません。通帳の必要部分のコピーが添付されているか、配偶者がいる場合には配偶者名義の通帳の写しもきちんと添付されているかなど、添付もれがないかをご確認ください。
15	申告が0円と記入されており、通帳の写しも添付されていない場合は、本人に確認した方がよいですか？（施設職員等による申請の場合）	申告内容に疑義がないかは、保険者（東海村）が確認をしますので、施設においては内容の確認は不要です。ただし、たとえ0円であっても、申請には通帳の写し等の添付が必要となります。また、ご本人が正しく理解されていない場合も考えられるので、今一度、申請手続きについてご説明をいただくと幸いです。
16	預貯金額など、虚偽の申告を行った場合、何か罰則などがあるのでしょうか？	虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、支給された額に加え最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。（介護保険法第22条第1項）
資産の勘案について		
17	勘案の対象とならない資産にはどのようなものがありますか？	対象とならない資産は、不動産、生命保険（個人年金など貯蓄性のある商品であっても対象外）、ゴルフ会員権、自動車、貴金属（腕時計・宝石など 時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価なもの（絵画・骨董品・家財など）等です。 ※「勘案の対象となる資産」の考え方…資産性があるもの、換金性が高く、かつ価格評価が容易なもの
18	資産の勘案をするのは、本人と配偶者だけですか？	同じ世帯か別世帯にかかわらず、本人と配偶者のみの資産を勘案します。子どもや兄弟などは、たとえ同じ世帯であっても、また、扶養関係があったとしても勘案しません。
配偶者について		
19	配偶者の所得や資産の勘案をしない場合はありますか？	戸籍上の婚姻関係、内縁関係があれば申告することが基本であり、たとえ長期の別居状態であっても勘案します。勘案しないのは、いわゆるDV防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などに限定されます。そのような場合は保険課介護保険担当までご相談ください。（介護保険法施行規則第83条の5第1項第1号）
同意書について		
20	同意書の提出を拒否した場合は、どのようなになりますか？	同意書の提出は法律で定められておりますので、提出されない場合は申請書を受け付けることができません。（介護保険法施行規則第83条の6第2項）
21	同意書の押印は、夫婦で同じ印鑑でもかまいませんか？	押印不要です。
22	同意書の印鑑は、銀行の届出印である必要はありますか？	押印不要です。